

平成30年度 NPO関連予算の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の担い手の運営力強化のための調査については、事例収集のための調査となり、NPO関連予算ではなくなった。 ・地域子ども・子育て支援事業に係る予算（子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援整備交付金）について、増額となった。 										
連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	30年度予算額 (百万円)	29年度予算額 (百万円)	補助率 上限額	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	29年度NPO への実績	備考
1	市民活動の担い手の運営力強化のための調査	名称変更	社会的課題解決に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する社会的インパクト評価の推進を図り、当該団体の事業の改善・組織力の強化を図る。	—	19	—	—	—	—	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付 03-6257-1516	—	資料5頁 「市民活動の担い手の運営力強化事業」から名称変更
2	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 (03-3595-2596) ※事業内容に関する問合せ	—	資料6頁
3	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の	(107,617の内数(地	1/3	市区町村(NPO法人等への	各市区町村によ	各市区町村によ	内閣府子ども・子	—	資料7頁

				一事業として実施))	事業の一事業として実施))		委託可)			合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 (03-3595-2598) ※事業内容に関する問合せ		
4	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 (03-6734-2714) ※事業内容(幼稚園型)に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局保育課 (03-3595-2542) ※事業内容(幼稚園型以外)に関する問合せ	—	資料8頁
5	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業とし	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業の一事	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によ	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ	—	資料9頁

			会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	て実施))	業として実施))					厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ		
6	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	—	資料 10 頁
7	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課(03-3595-2598)	—	資料 11 頁

										※事業内容に関する問 合せ		
8	子ども・子育て支援整備交付金	継続	放課後児童クラブの施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	16,830	16,253	2/9（待機児童解消のための整備の場合1/2）	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村、社会福祉法人、NPO法人等	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697)	—	資料 12 頁
合計 (内数事業を除く)		—	—	16,830 (増減額) 558 (増減率%) 3.4%	16,272	—	—	—	—	—	—	—

《記載要領》 [平成30年度NPO関連予算の特徴欄]には、29年度と比べた30年度予算全体の特徴等を記載して下さい(今回からの新規項目です)。

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、29年度で“終了”し30年度は実施しない事業でも、前年度対比のために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか)を記載して下さい。“名称変更”、“統廃合”の場合は、29年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 30年度予算額欄には直近の政府案、29年度予算額欄には補正予算を含む(この場合は、「うち補正予算額〇〇〇」と明記)確定している政府案を記載下さい。

なお、NPOが手挙げ(参入)出来る予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は括弧で囲み(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 30年度予算額欄と29年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(30・29年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ30・29年度ともその額を除いて下さい。なお、増減率は小数点第一位までとして下さい。

市民活動の担い手の運営力強化に必要な経費

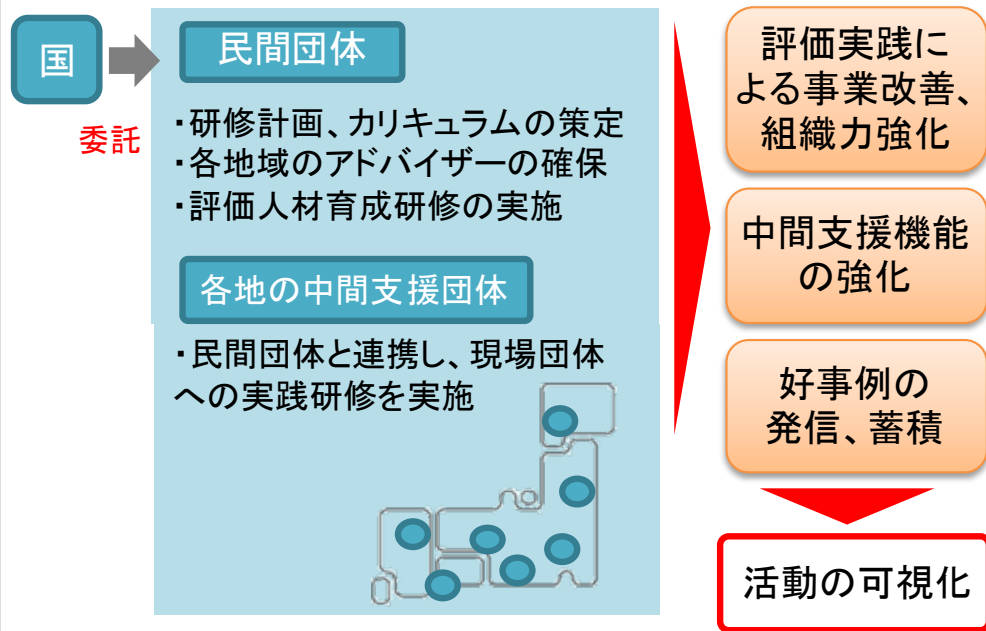
(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))

29年度概算決定額 0.2億円

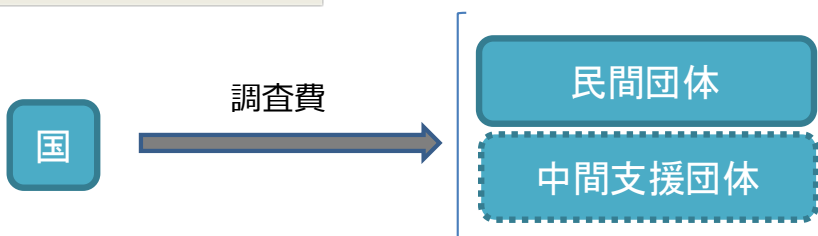
事業概要・目的

- 複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図るため、社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の実践を通じた普及を図ります。
- 社会的課題解決に積極的に取り組むNPO法人や社会的企業等のうち、組織成長や外部資源獲得に意欲のある現場団体に対し、社会的インパクト評価の実践を支援し、事業の改善・組織力強化につなげていきます。また、中間支援団体内部の評価の専門家育成も併せて行います。
- アドバイザーの助言を得て、好事例を抽出・整理し、広くPRすることにより、事例の蓄積を図り、社会的インパクト評価の普及・拡大を図ります。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図り、一億総活躍社会の実現に不可欠な民間の公益活動の活性化につながります。

放課後児童健全育成事業

～ 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（内閣府所管） ～

（主な内容）

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

1. 事業内容

（1）放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（2）放課後子ども環境整備事業

小学校の余裕教室など既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等や、既存のクラブにおける障害児の受入れや防災対策のために必要な改修等を実施する。

また、量的拡充のための市町村への支援策として、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進や、幼稚園・認定こども園等の活用の促進を図る。

（3）放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置のほか、量的拡充のため、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料補助、児童数の増加に伴い、実施場所を移転して新たな受け皿を確保する際や児童の安全の確保のために必要な移転関連費用の補助、民間団体等が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料の補助、小学校敷地外の放課後児童クラブへの送迎支援など、クラブの円滑な運営を支援する。

（4）障害児受入強化推進事業

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

（5）小規模放課後児童クラブ支援事業

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

（6）放課後児童支援員の処遇改善

放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う放課後児童クラブに対する職員の賃金改善等に必要な経費の補助及び勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るために必要な経費の補助を行う。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）

地域子育て支援拠点事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 子育て親子の交流の促進 | (2) 子育て等に関する相談の実施 |
| (3) 子育て支援に関する情報の提供 | (4) 講習等の実施 |

(1) 一般型

常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施するとともに、出張ひろばや地域との交流を実施する。また、多様な子育て支援活動の実施や関係機関等のネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施。

(2) 連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て家庭への支援を実施する。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

一時預かり事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。(従前の地域密着Ⅱ型は当分の間実施可)

(2) 余裕活用型

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

(※)平成30年度予算案における拡充内容

「子育て安心プラン」の6つの支援パッケージに基づき、一時預かり事業(幼稚園型)により、保育の必要性認定を受けた2歳児を幼稚園において定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

(4) 居宅訪問型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(5) 緊急一時預かり

(1)及び(4)において、当分の間、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策を実施する市町村に限り、定期的に預かることを本事業の対象とする。

2. 補助根拠 法律補助(子ども・子育て支援第68条第2項)

3. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

4. 補助率 1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

2. 補助根拠 法律補助(子ども・子育て支援法第68条第2項)

3. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

4. 補助率 1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

養育支援訪問事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

(1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

利 用 者 支 援 事 業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

(1) 基本型

子育て家庭などの「個別ニーズ」を把握し、それに応えるため、情報の集約・提供、相談等の利用支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を実施する。

(2) 特定型

保育所などの特定施設・事業に関する子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、それに応える保育所等の特定の施設・事業の利用支援を実施する。

(3) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行うとともに、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定する。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

子ども・子育て支援整備交付金

～年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（内閣府所管）～

（主な内容）

- 市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助。
- 市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児保育事業を実施するために必要となる施設を整備するために要する経費の一部を補助。

1. 事業内容

放課後児童健全育成事業及び病児保育事業を実施するため施設整備等に要する経費を補助。

2. 補助根拠 法律補助

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率

（1）放課後児童クラブ

〔市町村が整備を行う場合〕

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕

国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3

注：待機児童解消のための整備の場合は、補助率の嵩上げを実施

〔市町村が整備を行う場合〕

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕

国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4

（2）病児保育

〔市町村が整備を行う場合〕

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕

国 3 / 10、都道府県 3 / 10、市町村 3 / 10、社会福祉法人等 1 / 10